

●香川県告示第168号

平成21年香川県告示第183号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜田惠造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）、同法第4条第1項の規定により定める指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1の付表の第1号の規定により指定する区域並びに規則別表第2の備考1及び2の規定により定める区域及び時間は、次のとおりとする。</p> <p>なお、別図は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>1 指定地域 宇多津町及び多度津町のうち別図に着色した部分の区域</p>	<p>振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）、同法第4条第1項の規定により定める指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1の付表の第1号の規定により指定する区域並びに規則別表第2の備考1及び2の規定により定める区域及び時間は、次のとおりとする。</p> <p>なお、別図は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課、<u>関係市役所</u>及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>1 指定地域 <u>丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、宇多津町及び多度津町のうち別図に着色した部分の区域</u></p>